

地域生活支援拠点等整備の基本方針について（案）

1 国の考え方

国は、第5期障害福祉計画策定のための基本的な指針において、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（地域生活支援拠点等）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとし、市町村の障害福祉計画における目標として、「地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする」と定めました。また、第6期障害福祉計画策定の基本的な指針においては、「各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」と定めています。

2 地域生活支援拠点等の整備目的

整備には、2つの目的があります。

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する。

3 地域生活支援拠点等に必要機能

次の5つの機能を備えることとされています。

- (1) 相談
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場
地域移行体験や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4 射水市における地域生活支援拠点等整備の方針

地域の社会資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う面的な整備を行います。

拠点等の5つの機能を整備するためには、課題や整備条件の整理、財政的な措置等が伴う場合もあることから、優先順位の高い機能（相談、緊急時の受入体制）から取り組み、段階的に整備を行うこととします。

(1) 相談

- 市社会福祉課、市内に4か所ある地域活動支援センター（あいネットいみず、ふらっと、つどい、むげん）、特定相談支援事業所等との連携により、緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。また、地域の関係機関とのネットワーク構築や連携強化を図ります。
- 緊急の事態等の調整を主とした24時間対応の相談機能を確保します。早朝、夜間、休日等の時間外対応は、あいネットいみずが行います。

(2) 緊急時の受け入れ・対応

- 緊急対応時の連絡先等を記載したフローチャートを作成します。
- 緊急時に備え、介護者の急病等の緊急時の支援が見込めない障がい者の名簿を作成し、集約、管理するとともに、関係機関において情報共有を行います。また、緊急時の支援の手順や受け入れ先候補となる施設や医療機関等を決めた個別の支援計画を作成し、緊急時に円滑な対応ができるよう体制の整備に取り組みます。
- 緊急時の受け入れ先となる施設の確保に向けて、協力依頼を行います。

(3) 体験の機会・場

- 障害福祉サービス事業や地域活動支援センター等における訓練、社会交流、生活体験等の利用を促進します。
- いみず苑に整備されるグループホームにて宿泊等一人暮らしの生活体験ができる居室を活用し、地域移行の促進等を図ります。
- 体験利用が可能な場の拡充を目指します。

(4) 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアや強度行動障害等特別な支援を必要とする障がい者への対応ができる人材を確保するため、国や県等が実施する養成研修への受講を呼びかけます。
- 資質向上のための講習・研修を実施します。

(5) 地域の体制づくり

- 相談機能を活用し、様々なニーズに対応できるサービス提供体制や、地域の社会資源が連携できる体制を構築するための方策について、障がい者総合支援協議会において検討します。

5 地域生活支援拠点整備ワーキングにおける検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和2年4月9日	・実態・ニーズ調査の実施方法について
第2回	令和2年5月14日	・相談支援部会ヒアリング結果について（5つの機能） ・サービス事業者部会ヒアリング結果について（体験の場・機会） ・相談支援事業所等へのヒアリング実施について（緊急時の受入・対応）
第3回	令和2年6月11日	・緊急時の受け入れ・対応機能ヒアリング結果について 緊急時の定義、緊急対応が必要な人の情報収集、名簿等の共有システム、管理方法等
第4回	令和2年7月9日	・緊急対応フローチャート（案）の確認
第5回	令和2年10月8日	・アンケート結果（住民ニーズ）の確認・整理 ・相談機能、緊急時の受入・対応機能の整備から取り組む ・市内事業所の既存の機能を活かし拠点整備